

世田谷区総合支所保健福祉センター生活保護査察指導員サポーター 募集要領

1 職務内容

- (1) 生活支援を必要とする者の相談及び支援の実施並びに生活保護事務の実施にあたり、査察指導員からの要請に基づき、援助方針の決定や行政処分の決定に関する対応の助言・指導を行う。また、査察指導員の許可に基づき、査察指導員、ケースワーカーに助言・指導などの進言ができるものとする。
- (2) 関係機関会議等における助言、指導
- (3) その他生活保護事務の実施に関し、所属長の指示すること

2 応募資格 (次のいずれかに該当する方)

- (1) 生活保護法施行事務をつかさどる所員を2か所以上の福祉事務所において経験のある者
 - (2) 査察指導員を通算5年以上経験した者
 - (3) 健康で、職務に意欲のある者
- ※地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方(裏面参照)は応募できません。

3 勤務条件

- (1) 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
※ 勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、翌年度に再度の任用をする制度があります。
(ただし、令和13年3月31日を限度とする。)
- (2) 勤務日数 月16日 (原則として、土曜日・日曜日・祝日が休みです。)
- (3) 勤務時間 1日7時間45分 午前8時30分から午後5時15分まで
(休憩時間は、原則12時から13時)
※ 原則超過勤務はありませんが、公務のために必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当 (相当する報酬) を支給します。

- (4) 勤務場所 世田谷区各総合支所保健福祉センター生活支援課のうち、いずれか1か所

勤務場所	所在地	最寄りの鉄道駅
世田谷総合支所 保健福祉センター生活支援課	世田谷区 世田谷4-22-35	世田谷線松陰神社前駅 または世田谷駅下車各徒歩5分
北沢総合支所 保健福祉センター生活支援課	世田谷区 北沢2-8-18	小田急線下北沢駅東口・井の頭線 下北沢駅中央口下車徒歩5分
玉川総合支所 保健福祉センター生活支援課	世田谷区 等々力3-4-1	大井町線等々力駅下車すぐ
砧総合支所 保健福祉センター生活支援課	世田谷区 成城6-2-1	小田急線成城学園前駅北口下車 徒歩3分
烏山総合支所 保健福祉センター生活支援課	世田谷区 南烏山6-22-14	京王線千歳烏山駅下車徒歩5分

- (5) 報酬 令和8年度（予定）
・報酬月額 277,393円（地域手当相当分含む。）
※常勤職員の給与制度の改定に応じて、変更する場合があります。
※年間支給額及び期末・勤勉手当の額は年間を通じて（4月から3月まで）
任用された場合の額（任用期間によって変動する場合があります）。
・交通費別途支給（月額上限55,000円）
- (6) 社会保険等 健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
- (7) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。
- (8) 休暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。
- (9) 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）
- (10) その他 ①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。
②勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

4 募集人数 若干名

5 選考方法 第1次選考 書類選考
第2次選考 面接 令和8年2月25日（水）、26日（木）27日（金）の何れか
世田谷区役所本庁にて実施予定

6 選考結果

第1次選考結果は、合否に関わらず全員の方に郵送します。

7 申込方法

期間内に以下の書類を保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当へ郵送又は持参してください。

①『世田谷区総合支所保健福祉センター生活保護査察指導員サポーター

採用選考申込書兼履歴書』

（写真を貼付）

②『世田谷区における勤務経歴等確認票』

③社会福祉士の資格を有する場合は、資格を有することが確認できるものの写し。

※申込書兼履歴書、勤務経歴等確認票は、「添付ファイルのダウンロード」から印刷することができます。様式はA4サイズです。

郵送申込：令和8年2月2日（月）～令和7年2月10日（火）【必着】

持参申込：上記郵送申込期間の月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合の郵送先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35

保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当あて

（封筒に「生活保護査察指導員サポーター 申込書在中」と朱書きしてください。）

※ 持参の場合 世田谷区役所第2庁舎 保健福祉政策部生活福祉課（5階 51番窓口）

※ ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

【お問合せ先】保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35 (第2庁舎5階 51番窓口)

電話：03-5432-2932 (直通)